

地縁による団体の 法人格取得について

豊明市 共生社会課

電話 92-8306 FAX 92-1141

内容

1	地縁による団体の法人化.....	2
2	認可の要件	3
3	認可申請手続き	5
4	認可申請手続きの流れ	6

1 地縁による団体の法人化

「地縁による団体」とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体と定義されています。区域に住所を有することのみを構成員の資格としている、いわゆる行政区・町内会等がこれにあたります。

法人格がない行政区・町内会等は、団体名義で不動産登記等ができませんが、一定の条件を満たせば市町村長が認可することで法人格を取得し、団体名義で不動産登記等ができるようになります。

ただし、次のような団体は対象となりません。

○特定の目的の活動だけを行う団体

(同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動だけを行う団体など)

○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

(老人会や子ども会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など)

○不動産等の権利を保有する予定のない団体

2 認可の要件

次の4つの要件を満たしている地縁による団体が認可の対象となります。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

地縁による団体が特定の活動（スポーツ活動、芸術活動のみ）ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。なお、「現に活動を行っていることと認められる」ためには、一般的に前年度の活動実績の報告書などの提出が必要となります。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。その区域は、申請する地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現状によらなければならないこと。

区域は法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であるため、団体の構成員のみならず市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。また、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体が保有する不動産等を団体名義で登記等を行うことができるようにすることであるため、区域は安定的に存在している必要があります。（認可にあたり新たな区域を設定するなど、区域が不安定な状態にある地縁団体に対し認可を行うことは適当ではない。）

なお、町又は字及び地番又は住所表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市町村長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することも可能です。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、相当数の者が現に構成員になっていること。

構成員になることができる資格は、「年齢・性別等に関係なく、その区域に住所を有する個人全て」となります。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員になることはできます。

また、「相当数」とは、一般的にはその区域の住民の過半数が構成員になっていることを判断基準とします。

(4) 規約を定めていること。

法人格を得る上では、団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。このため、規約を定めることを義務づけるとともに、次の8つの事項は必ず定める必要があります。

<規約に定めなければいけない8つの事項>

1. 目的
2. 名称
3. 区域
4. 主たる事務所の所在地
5. 構成員の資格に関する事項
6. 代表者に関する事項
7. 会議に関する事項
8. 資産に関する事

3 認可申請手続き

まず認可申請することについて、行政区・町内会等の中でよく話し合ってください。

認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。実際の申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

1. 認可申請書
2. 規約（認可要件を満たす内容のもの）
3. 認可申請することを総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
4. 構成員名簿（氏名・住所を記載したもの）
※区域内の人口を記載した書類を添付してください。
5. 保有資産目録又は保有予定資産目録
6. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類（行政区・町内会の活動実績を示す書類：前年度分の事業報告書・決算書）
7. 申請者が代表者であることを証する書類（申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し及び申請者が代表者になることに同意した同意書）

4 認可申請手続きの流れ

